# 第1章 計画策定にあたって(案)

### 1 計画策定の背景及び目的

八王子市では、平成12年(2000年)4月に「八王子市障害者計画」を、 平成18年(2006年)4月に「八王子市障害福祉計画(平成18~20年度) 〔2006~2008年度〕」を、平成30年度(2018年度)に「障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進してきました。

この間、国においても障害者に関連する法律や制度は、大きく進展しました。 国の第6期障害福祉計画(平成30年度~令和2年度[2018~2020年 度])の基本指針において、「地域生活支援拠点等について、令和5年度(202 3年度) 末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保 しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを 基本とする。」と示されたことを受けましたが、本市は現状の拠点の課題・評価 や相談支援体制のあり方を検証・検討し、令和4年度(2022年度)から既に 設置している地域生活支援拠点に支援者支援のための地域生活支援拠点コーデ ィネーター及び地域生活支援拠点協力事業所制度の開始と、その機能を強化す る方策を進めてきました。さらに、同基本指針において、「令和5年度(202 3年度) 末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネー ターを配置することを基本とする。」と示されたことを受け、既に設置している 協議の場を医療的ケア児支援検討会と名称を変更し、より医療的ケア児支援に 特化した取組みを検討するほか、医療的ケア児に関するコーディネーターを医 療機関と連携ができる2か所の事業所に配置しました。

また、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、平成30年(2018年)10月には東京都が「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する

条例(差別解消条例)」を施行するなど、障害者の擁護権利が全国的な取組となりました。本市は、さらなる取組の推進を図るため、平成28年(2016年)に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例(差別禁止条例)」の改正を行い、市及び事業所における合理的な配慮の義務化や市内の児童への障害理解教育等を取組むほか、令和2年(2020年)には本条例を改正し、全ての事業者が合理的な配慮を行うことや障害及び障害者に対する理解についての従業員研修の努力義務化等に取り組んできました。

こうした中、令和4年度(2022年度)からは、重度障害者の日中活動サービスの受入事業の促進や、令和5年度(2023年度)からは障害者の就労機会の増加、社会参加の促進を図るため農福連携の推進などに取り組んでいます。

このように、本市では様々な施策を推進してきましたが、本市における障害者数は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいることから、障害者が地域で安心して暮らす事ができるようにするためには、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる取組が必要となります。そのため、今後も各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した障害者施策を推進していかなければなりません。

一方、法律の改正による新たな制度も始まります。令和6年(2024年)4 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正により、障害者等の地域生活の支援体制の充実や、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進など、新たな支援も実施していきます。

本市では、これらの動向を踏まえ、令和6年度(2024年度)にスタートする新たな計画を策定すべく、令和5年(2023年)4月に障害当事者、障害者団体代表、市民公募委員などで構成する「計画策定部会」を発足し、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を見直し、新たな計画を策定しました。

これらの計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン20

- 40」における6つの都市像の一つ、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を基本理念に、誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくりを図り、 障害福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するために策定するものです。
  - (注) 八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは18歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指します。

# 2 計画の位置づけ

# (1) 法的な位置づけ

## ① 八王子市障害者計画

八王子市障害者福祉計画は、障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

# ◆障害者基本法

### 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とする とともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町 村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町 村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

## ② 八王子市第7期障害福祉計画

八王子市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害福祉サービス、相談支援 及び市の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活 支援事業の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

# 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

# ③ 八王子市第3期障害児福祉計画

八王子市障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害 児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の 円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

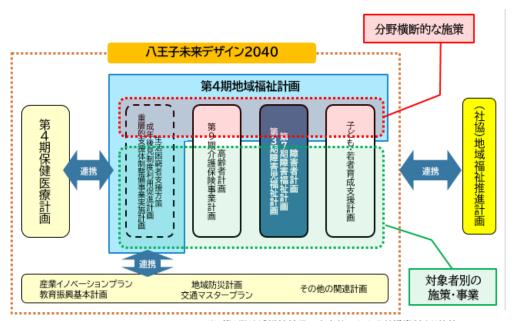
# ◆児童福祉法

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子市基本構想・基本計画(八王子未来デザイン2040)」を 上位計画とする「八王子市地域福祉計画」の分野別計画として、他の関連計画と の関係にも留意して策定します。



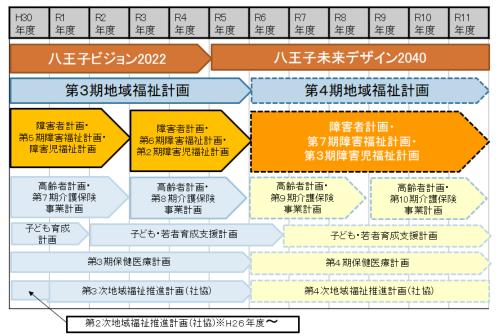
※ 第4期地域福祉計画の方向性にかかる付議資料より抜粋

## 3 計画の期間

障害者計画は、実績評価を十分に行った上で計画を策定するためにも、次期計 画期間を6年とします。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針が改正され、これまで3年とされていた計画期間を地域の実情によって柔軟な期間設定ができることとなったことから、障害者計画と併せて次期計画の計画期間を令和 $6\sim11$ 年度(2024 $\sim$ 2029年度)の6年間を期間とし、一体的に障害福祉施策を推進します。

# 〈関連計画の計画期間〉



#### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、計画の内容や今後の障害者施策についての協議を行いました。策定部会には、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者が参加して、地域全体で障害者を支える体制づくりを目指しました。

また、計画策定にあたっては、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するために、「八王子市障害者アンケート調査」を実施しました。調査結果は、策定部会での議論に活かされるとともに、必要に応じて計画の内容に反映されています。